

○諸家文書

五六 定軍役

定軍役事

貳千人	中務卿法印
四百人	垣屋隱岐守
九百人	木下備中守
五百五十人	龜井武藏守
千五百人	南条伯耆守
合五千参百五十人	

右之通可相勤候也、

(一五八九)

天正十七年十二月八日

宮部中務卿法印

(「宮部文書」東京大学史料編纂所影写本)

五七 吉川元春書狀

(切封うわ書)

「(切点) 駿河守

元春」

隆重 御宿所

就京芸引分之儀、近年打続此口令出張候、御方御事、方角依御在国、別而申談御入魂、於拙身畏存候、然者南条構逆意之条、可令退治覚悟候之処、弥可預御馳走之由、誠本望候、然間、伯州河村郡羽合田之内鳥羽分貳百参拾石、久米郡立縫岩村之内大曾弥分百五拾石、井原分五拾石、河副次郎右衛門尉分五拾石、桜分五拾石、以上五百卅石、因州於勝見之内五百石之地、進置候、全可有御進止事肝要候、猶市川雅楽允可申候、恐々謹言、

七月八日

元春 (花押)

隆重

御宿所

(『早稲田大学所蔵 荻野研究室 文書』下卷)
収 集

五八 吉川元春・元長連署状

(伯耆国)

其元永々在番令辛勞候、仍羽衣石為普請、各差上候之
条、頓相調候様ニ旁氣遣可為祝着候、委細任口上候
間、聞筆候、恐々謹言、

駿河

三月八日

元春(花押)

治部

元長(花押)

久利左馬助殿

進之候

〔石見久利文書の研究〕『立命館大学

人文科学研究所紀要』

五九 大仏殿普請人足割付状

(京都方広寺)

大仏殿御普請手伝番折紙

一番 天正十六年十月朔日

二番 同 十一月朔日

二くミ

(堀秀政)

一六千人

羽紫北庄侍従

(義明)

貳千人

村上周防守

(秀勝)

千四百人

溝口伯耆守

合九千四百人

三番 天正十六年十二月朔日

(細川忠興)

一貳千五百人

丹後侍従

(長康)

千六百七拾人

前野但馬守

(政広)

七百七十人

斎村左兵衛尉

(重宗)

三百三十人

別所主人正

合五千貳百七拾人

四番 天正十七年正月一日

(池田輝政)

一三千人

羽柴岐阜侍従

五番 同 二月一日

一 四千人

津 侍従

(織田信包)

四百人

岡木下野守

(重政)

合四千四百人

六番 同

三月一日

(長谷川秀二)

一 三千八百人

羽柴東郷侍従

六百八拾人

青山伊賀守

合四千四百八拾人

七番 天正十七年四月一日

(重茲)

一 貳千六百人

木村常陸介

(一吉)

貳百貳十人

太田小源五

貳百七拾人

山田喜左衛門

(丹羽長重)

五百人

羽柴松任侍従

(蜂屋頼隆)

千貳百人

羽柴敦賀侍従

合四千八百人

八番 同

五月一日

(蒲生氏郷)

一 五千人

羽柴松か嶋侍従

九番 同

六月一日

(繼潤)

一 三千人

宮部中務卿法印

(荒木重堅)

木下備中守

(茲短)

亀井武蔵守

(光成)

垣屋播磨守

(元統)

南条伯耆守

(元知)

明石左近

五百人

七百七十人

合四千貳百七拾人

十番 同

七月一日

十一番 同

八月一日

二くミ

(前田利家)

羽柴加賀少将

一老万人

十貳番 天正十七年九月一日

十三番 同 十月一日

(宇喜田秀家)

羽柴備前宰相

一老万人

右任日限之旨、当番可相勤候也、

(二五八八)

(豊臣秀吉)

天正十六年七月五日

朱印

(『岐阜県史』史料編所収「稿本佐賀鍋島家文書」)

六〇 大田市・清水寺鰐口銘文

奉懸願主伯州久米郡住南条兵庫介宗影息災安全故也、

作者小鴨中金屋大工九良左衛門

癸 白

永祿六 亥 年八月吉日 敬

長谷山

奉寄進壇那藤井二郎左衛門藤原元種

(一五九七) 丁

慶長二年 酉 八月十一日

銀山清水寺本堂常住

(島根県大田市「文化財台帳」による)

六一 「吉川家臣覚書」(抄)

(前略)

永禄七年七月、尼子勢因州伯州口へ乱入ニ付テ、毛利

(小力)

家より被仰付、南條始メ木森其外出雲守重直事も被差向度々合戦有之、因苅鹿野麓ニライテ大合戦有之、雲州勢手強ク責掛リ味方引色見へ候付テ、出雲守重直同蔵人佐信直ニ手ニ分レ、木森勢其外少々相加リ尼子後へ備リ廻シ、両口より切カ リ申候ニ付、尼子勢前後ノ敵大勢ト見、備シドロニ相成、南条其外ノ勢前ヨリ備ヲ直シ責掛リ候付、弥引色ニ有之間、前後左右より入乱稠クセリ立、尼子勢数多諸手へ討取申候付、弥不叶打入戸田へ引取申候、此時諸手へ打取首百余、出雲守父子手ヘモ三十余打取申候、家来数人手ヲクダキ高名仕能働候ものも末々迄モ有之候、味方ニモ惣勢之中浅手ノ者ハ数多数有之候事、

但、時々毛利吉川家より御書有之候事、

(「吉川家臣覚書」覚書山田右門差出)

六二 南条元統感状写

今度於長郷田対芸州勢、以太刀討追返大勢、其上引取
敵鎗候条、無比類手柄可抽忠勤者也、

(一五七九)

天正七年八月日

元統在判

岸田弥助殿

(「伯耆民諺記」所収)

六三 南条元統折紙写

(包紙)

「南条元統公御折紙」

以寺領之内、片柴より奥除地分、両谷共為御供領相渡候、永代收納可有之、弥以残寺々無破滅様才覚之者也、

南条元統 書判

(一五七七)

天正五年丑八月日

三徳山中

(三朝町・三仏寺所蔵文書)

六四 南条元統裁許状

今度中津小鹿申談山堺あひの谷之事、及批判、中津申分、依無余儀落着候者也、仍如件、

(一五七九)

天正七

(南条)

五月十一日

元統(花押)

中津

左衛門とのへ

其外

地下中

(三朝町中津区有文書)

六五 南条信正外四名連署副状

今度中津小鹿申談山堺あひの谷之事、及御批判之处、
河より東之儀、如前々中津分不相紛之旨落着候、為向
後被成御一行候、仍如件、

(一五七九)

天正七

(南条)

備前守

五月十一日

信正(花押)

泉養軒

長清(花押)

(津村)

長門守

基信(花押)

(鳥羽)

安芸守

久友(花押)

(山田)

出雲守

重直(花押)

中津村

左衛門尉殿へ

其外

地下中

まいる

(三朝町中津区有文書)

六六 三仙寺文殊堂内陣須弥壇扉召合銘

金物之檀那南条備前守

(一五八〇)

天正八年三月吉祥日

如往古之、聊不可有相違候、諸式無懈怠、令社務可為
肝要之状如件、

(一五七〇)

元龜元年六月一日

豊後入道沙弥宗勝

一宮神主殿

伯州

(長江・音田榮寿所蔵「倭文神社御改書上」所収)

一宮



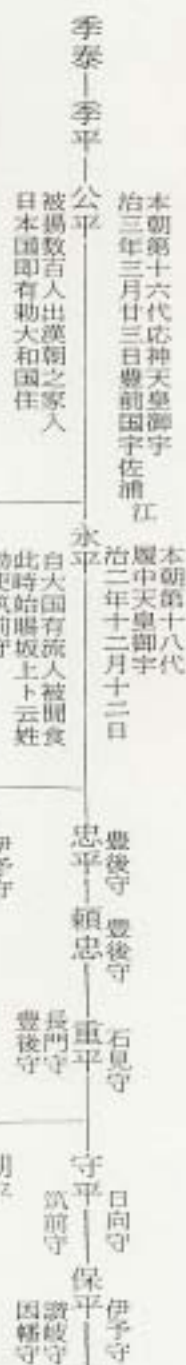
三仙寺文殊堂内陣 須弥壇扉召合銘

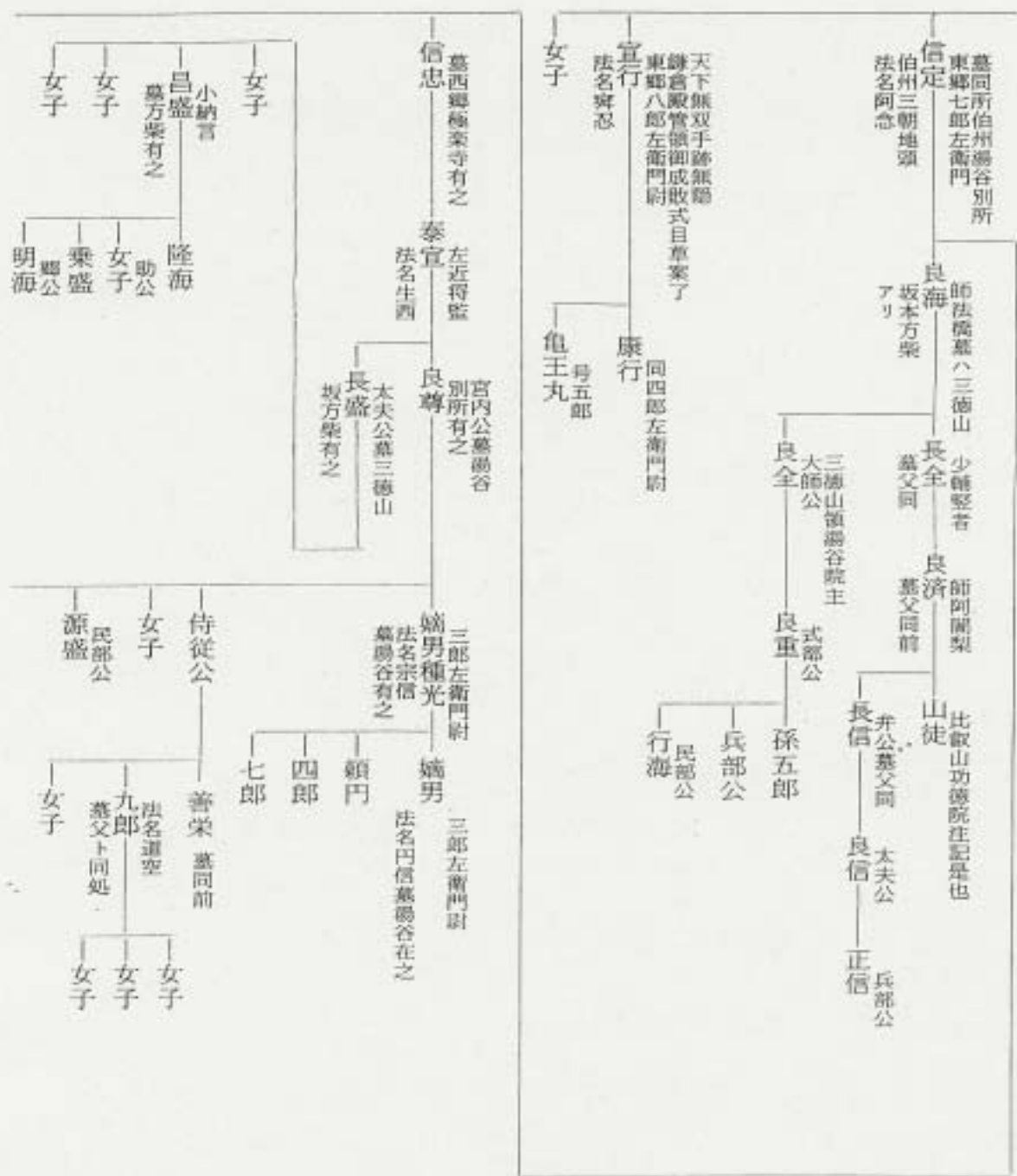
六七 南条宗勝安堵状写

当国一宮御祭大御供并神主給田之事、近年中絶之处、
尼子晴久刑部遂糺明、御神前之任御帳面之旨、守先例
被還付候一通令披見候、尤以肝心候、然間此方之儀、

六八 原田氏系圖

大藏氏系圖 坂上氏内倉氏一姓系圖也
遠祖 後漢孝靈皇帝 自漢高祖二十三代也





八郎左衛門尉 帶刀伊賀守
種義 佐種
又文安二年二月三日号

上野守
法名玄種
法名道種
墓方榮有之

季吉
八郎左衛門尉 備中守
法名正誓
又次郎去文安二年二月三日美作國
出陣庄赤松縣守乱入之時
懸合討死了法名道玄

女子三人
種善
八郎二部
吉種

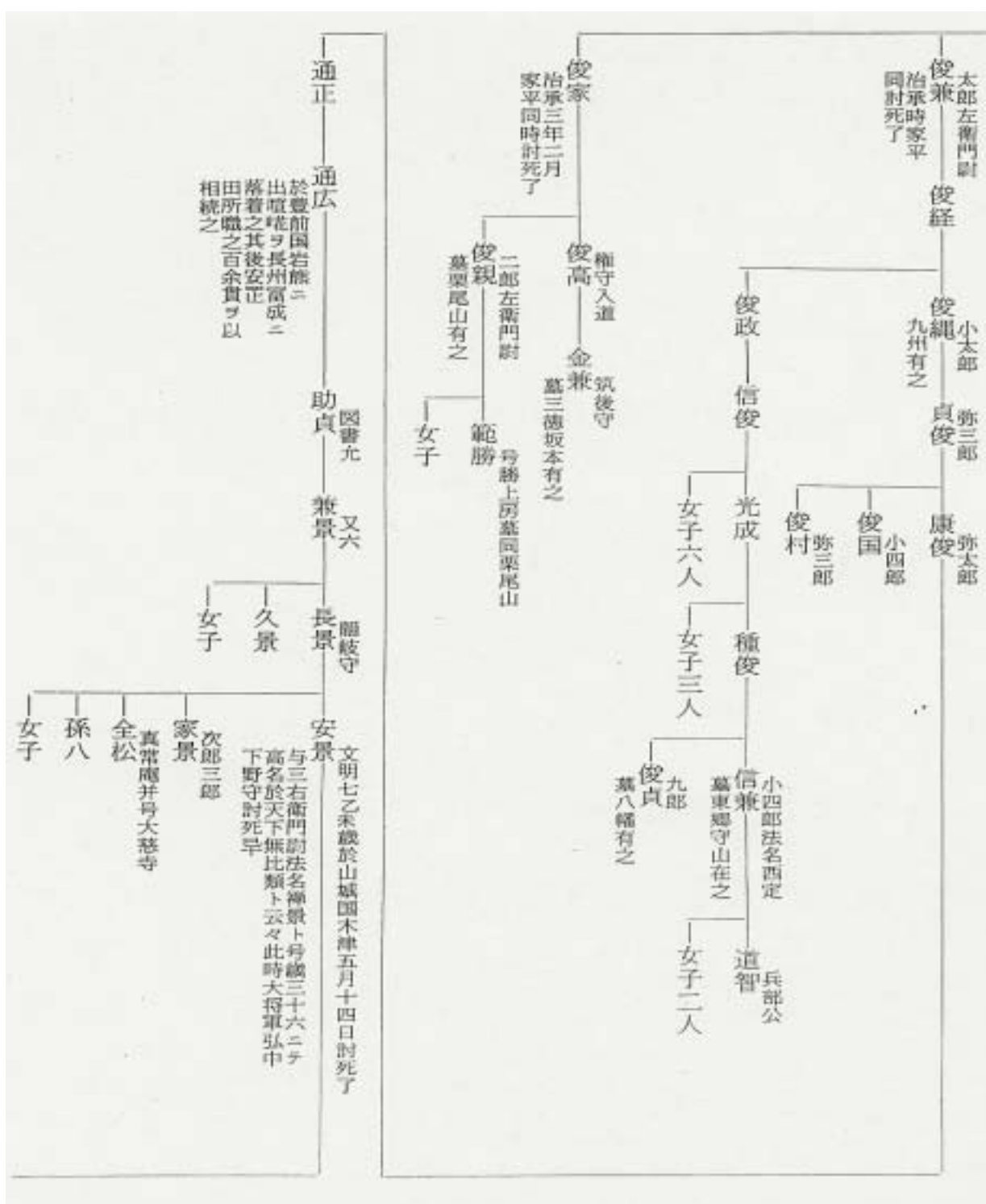
八郎法名妙境
清直
赤松伊豆守殿敷ニテ合戦之時討死
嫡男

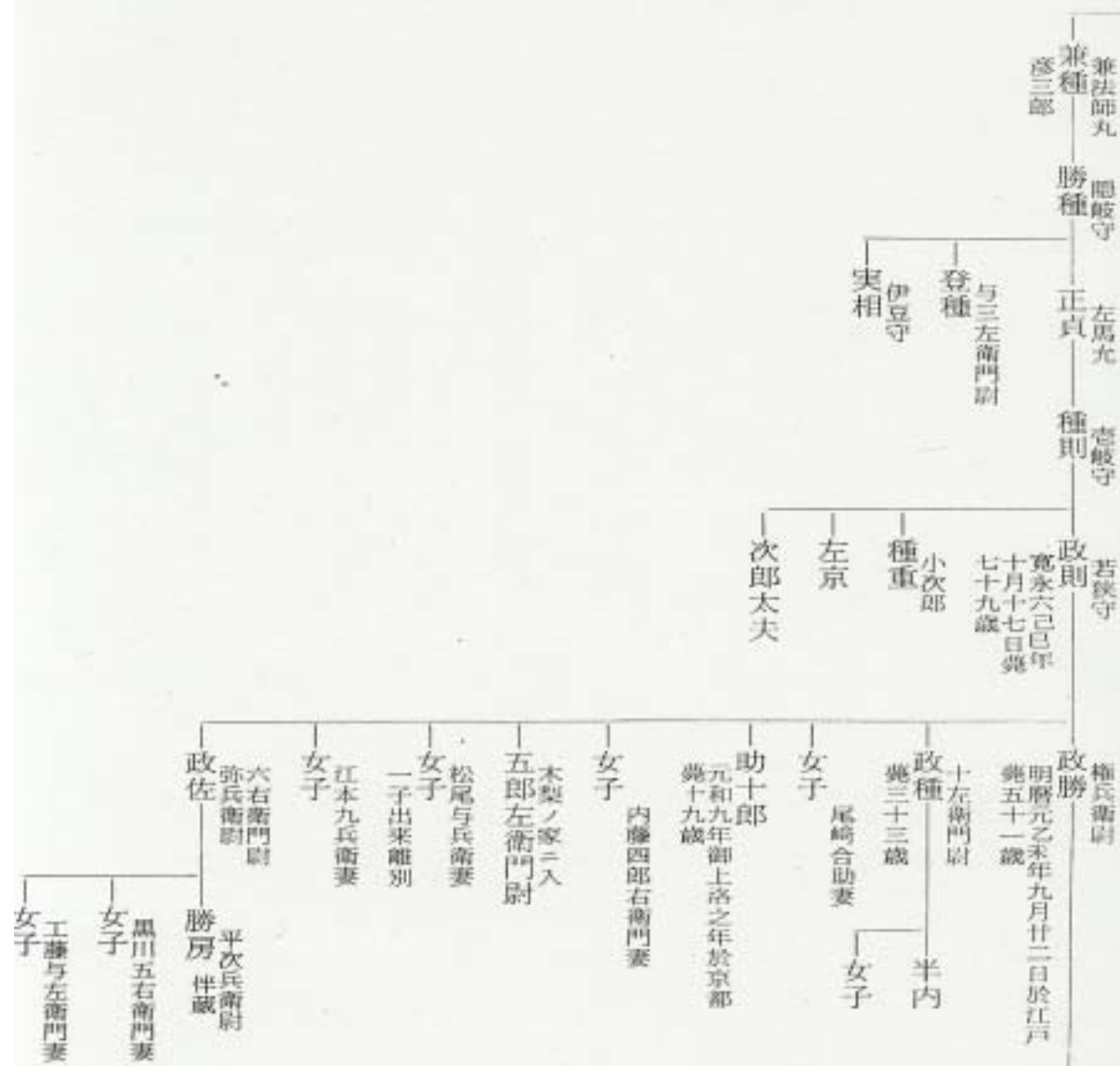
清秀

六郎兵衛尉
宣政
文永九年二月十一日於鎌倉討死了

七郎左衛門尉 備後守
宣綱 弁海 正宣 祐宣 助公
墓三徳坂本
方榮ニ有之

淨宣
女子
女子
女子
寛宣
寛祐
正琳
慈昌







権之進
政満

正種
尾崎四郎右衛門
尾崎彦右衛門養子
宝永八辛卯年於大坂
病死二十一歳

(東京都田無市・原田元一所蔵、西宮市・渡辺久雄撮
影写真による)

六九 和田氏履歴

和田氏 本姓源氏、六孫王経基の子満正より出づ。子孫世々近江甲賀郡和田谷に居る。因て氏とす。天正年中、八郎信維出で、尾州黒田城六万石を領し、織田信長の幕下たりしが、故有りて和田谷に復歸す。明智光秀の信長を弑するや、徳川家康泉州堺に在り。変を聞き間道を経て帰国せむとし、途甲賀を過ぎ、土寇に苦む。信維一族を率ゐて先駆し功有り。家康因て血判の誓書を与ふ。羽柴秀吉、光秀を山崎に討つ。信維病有り。来り会するを得ず。秀吉怒て之を責む。信維参河に至り、徳川氏に頼らむとし途岐阜を過ぐ。信輝公之を遇すること甚だ切なり。遂に留まって客となる。輝政公吉田に遷るに及び、信維に馬草料として二千三百石を給す。文禄元年信維歿し、二男正信、輝政公に仕ふ。正信初め夫兵衛、後吉岐守と称す。慶長庚子の役、公に従て岐阜を攻め功有り。公姫路に徙り、正信に禄四千六百石を賜ふ。忠継公封を備前に受くるに及び、其家老職に補せられ、大坂冬の役、又屢々巧を立つ。寛永の初歿して子無し。荒尾成房の子三正を養て

和田信美家

嗣となす。

譜・因府録

飛驒守三正 幼名平作、後飛驒守と称す。荒尾成房の三男なり。正信歿して嗣なく、和田氏を継ぎ忠雄公の家老職たり。寛永九年、光仲公移封の時岡山に在り。三正先づ鳥取に徙り、土地を視察し、図籍を検覈し、邸宅を分割し万事を処理す。時に年十八と云ふ。

荒尾成文

家譜に拠

れば廿三才な

十一月江戸に赴き、移封の結末を告げ、十
りしが如し。

一年二月、帰国す。所領を専ら伯州河村郡に賜ひ、松
崎邑を管し、自分政治を免され、陣屋を領内小鹿谷に
建営す。十九年春、江戸に祇役せんとし、途に病み、

三月京都に歿す。年廿八。荒尾成文家譜に
抛れば四十三。三正才幹有り。

不幸早世、人皆之を惜む。妻は徳大寺実久の女。子無

し。荒尾高就の子三信を嗣とす。和田信美家
譜・因府録

(『鳥取藩史』世家三)